

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和6年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する事務全体の概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税者からの申告・届出等や調査による課税事務 2 納税者からの納税の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 3 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う総合滞納整理事務 4 納税者等の宛名管理事務 <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 (2) 納税者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。 (3) (2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由等で入手し、減免等の確認を行う。 (4) 必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由等で本人確認情報の照会を行う。 (5) (1)～(4)により決定した賦課内容を納税者や日本年金機構、企業へ通知する。 (6) 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 (7) 過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。 (8) 納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。 (9) 督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 (10) 納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 (11) (7)の還付等において、番号法第19条に基づき、情報提供ネットワーク経由で公金受取口座情報を取得する。 (12) 番号法第19条に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。
③システムの名称	税務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、電子申告・年金特徴システム、国税連携システム、証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務関係システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北九州市財政・変革局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市財政・変革局税務部税制課 電話 093-582-2030
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用※ 「法令上の根拠」	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更当たらない(個人のプライバシー等の権利利益に対するリスクを軽減させるもの)
平成28年2月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ② 「法令上の根拠」	番号法第19条第7号	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「地方税関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	事後	重要な変更当たらない(個人のプライバシー等の権利利益に対するリスクを軽減させるもの)
平成29年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ 「システムの名称」	税務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、電子申告・年金特徴システム、国税連携システム	税務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、宛名管理システム、総合収納システム、総合滞納整理システム、電子申告・年金特徴システム、国税連携システム、証明書コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②「法令上の根拠」	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	事後	法改正に伴う修正及び主務省令の追記
平成29年9月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②「所属長」	税制課長 渡部 誠司	税制課長 中村 秀寿	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
平成29年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月6日 時点	平成29年6月15日 時点	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
平成29年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月6日 時点	平成29年6月15日 時点	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
平成30年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②「所属長の役職名」	税制課長 中村 秀寿	税制課長	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
平成30年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月15日 時点	平成30年7月19日 時点	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
平成30年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月15日 時点	平成30年7月19日 時点	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	平成31年1月様式改定に伴う追加	事後	重要な変更当たらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
令和5年9月21日	I 関連所法 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	事後	重要な変更当たらない(法改正に伴う号ズレの修正)
令和6年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	(3)(2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。 (4)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。 (5)(1)～(4)により決定した賦課内容を納税者や年金保険者、企業へ通知する。	(3)(2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。 (4)必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由等で本人確認情報の照会を行う。 (5)(1)～(4)により決定した賦課内容を納税者や日本年金機構、企業へ通知する。 (12)番号法第19条に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。	事後	重要な変更当たらない(法改正に伴う修正、記載漏れの追加等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	(11)(7)の還付等において、番号法第19条に基づき、情報提供ネットワーク経由で公金受取口座情報を取得する。	事前	重要な変更(事務の追加)
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う修正)
令和6年8月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	-	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	重要な変更(事務の追加に伴う法令上の根拠の追加)
令和6年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	重要な変更にあたらない(法改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	北九州市財政局税務部税制課	北九州市財政・変革局税務部税制課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正に伴う変更)
令和6年8月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北九州市財政局税務部税制課	北九州市財政・変革局税務部税制課	事後	重要な変更にあたらない(組織改正に伴う変更)
令和6年8月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月19日	令和6年8月13日	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
令和6年8月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月19日	令和6年8月13日	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
令和6年8月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式改定に伴う追加	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)
令和6年8月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	様式改定に伴う追加	事後	重要な変更にあたらない(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない)